

高松市・香南町合併協議会会議録  
第 8 回 会 議

平成16年12月24日（金）

高松市・香南町合併協議会

高松市・香南町合併協議会会議録

第8回会議

1 日時

平成16年12月24日（金）午後1時30分開会・午後3時20分閉会

2 場所

高松市役所 13階 大会議室

3 出席委員 19人

会長	増田昌三	委員	田中宏和
副会長	辻正雄	委員	加藤卓也
委員	井上優	委員	石丸末夫
委員	谷本繁男	委員	石丸英正
委員	赤松千壽	委員	中村靖
委員	大橋光政	委員	太田繁夫
委員	中條照明	委員	栗田光子
委員	大浦澄子	委員	石丸芳孝
委員	三笠輝彦	委員	佐野健蔵
委員	森谷芳子		

4 欠席委員 4人

委員	井竿辰夫	委員	河田澄
委員	梶村傳	委員	野田法子

5 出席幹事 8人

幹事長	井竿辰夫 (委員兼務)	幹事	横田淳一
副幹事長	井上優 (委員兼務)	幹事	川田茂
幹事	中村榮治	幹事	瀧本隆
幹事	熊野實	幹事	奥田武

6 幹事会部会委員 31人

総務部会長	熊野 實 (幹事兼務)	健康福祉部会委員	藤田 正勝
総務部会委員	合田 彰朝	健康福祉部会委員	樋本 行夫
総務部会委員			
企画財政部会委員			
市民部会委員	奥田 武 (幹事兼務)	産業部会委員	池尻 育民
消防部会委員			
企画財政部会長	横田 淳一 (幹事兼務)	産業部会委員	川西 正信
企画財政部会委員	井上 哲	産業部会委員	山田 悟
企画財政部会委員	岸本 泰三	水道部会長	松尾 尚市
企画財政部会委員	森 覚	水道部会委員	小川 雅史
企画財政部会委員	植松 勉	水道部会委員	藤川 肇
企画財政部会委員	白井 文夫	消防部会長	富永 典郎
企画財政部会委員			
水道部会委員	西村 雅彦	消防部会委員	黒川 守
市民部会委員	間島 康博	消防部会委員	矢代 正己
市民部会委員			
産業部会委員	妹尾 嘉起	教育部会長	塩津 政春
市民部会委員			
健康福祉部会委員	細谷 正文	教育部会委員	上原 直行
健康福祉部会委員	多田 昌永	教育部会委員	小西省 三
健康福祉部会委員	川田 喜義	農業委員会部会長	溝 渕 收
健康福祉部会委員	武上 浩一		

7 事務局

事務局長	林 昇	総務班 兼調整班兼計画班	矢野 充伸
事務局次長	加藤 昭彦	調整班長	清谷 文孝
事務局次長 (計画班長事務取扱)	福井 隆	調整班 兼計画班	林田 競一
総務班長 兼調整班	安西 正門	計画班	山上 龍二

# 会 議 次 第

## 1 開会

## 2 会議録署名委員の指名

## 3 議事

### (1) 協議事項

- 協議第13号 地域審議会の取扱い（協定項目第6号）について  
（第6回会議提案：継続協議）
- 協議第24号 一般職の職員の身分の取扱い（協定項目第10号）について  
（第7回会議提案：継続協議）
- 協議第25号 一部事務組合等の取扱い（協定項目第16号）について  
（第7回会議提案：継続協議）
- 協議第26号 消防団の取扱い（協定項目第19号）について  
（第7回会議提案：継続協議）
- 協議第27号 国民健康保険事業の取扱い（協定項目第22号）について  
（第7回会議提案：継続協議）
- 協議第34号 建設計画（協定項目第25号）について  
（第7回会議提案：継続協議）
- 協議第35号 事務組織及び機構の取扱い（協定項目第13号）について
- 協議第36号 高齢者福祉事業（協定項目第24-6号）について
- 協議第37号 その他の福祉事業（協定項目第24-9号）について
- 協議第38号 保健衛生事業（協定項目第24-10号）について
- 協議第39号 商工・観光関係事業（協定項目第24-12号）について
- 協議第40号 農林水産関係事業（協定項目第24-13号）について
- 協議第41号 上水道事業（協定項目第24-16号）について
- 協議第42号 学校教育事業（協定項目第24-19号）について

#### 4 その他

- (1) 高松市と近隣町とで設置している合併協議会の協議状況について
- (2) 高松市・香南町合併協議会会議の開催予定について

#### 5 閉会

午後 1時30分 開会

### 会議次第1 開会

○議長（増田会長） 年末を控え、何かとお忙しい中、御出席を賜り、まことにありがとうございました。

それでは、ただいまから高松市・香南町合併協議会第8回会議を開会させていただきます。

### 会議次第2 会議録署名委員の指名

○議長（増田会長） 初めに、会議次第の2会議録署名委員の指名でございますが、本協議会会議規程に基づき、会議録署名委員を指名させていただきます。

本日の会議の会議録署名委員には、中村 靖委員さんと栗田光子委員さんのお二人を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

### 会議次第3 議事

○議長（増田会長） それでは、これより会議次第の3議事に入ります。

#### 会議次第3 (1) 協議事項

○議長（増田会長） まず、(1)の協議事項のうち、協議第13号地域審議会の取扱いについてを議題といたします。

この協議第13号につきましては、前々回第6回会議で提案及び説明をし、前回、第7回会議で質疑、協議等を行いましたが、意思集約を図ることができておりません。継続協議となっておりますので、提案内容を改めて事務局から説明いたします。

○事務局次長（加藤） それでは、会議資料の1ページをお開き願いたいと存じます。

協議第13号地域審議会の取扱いについてでございますが、提案内容は、ページの中ほどに記載のとおりでございます。恐れ入りますが、提案内容の朗読は省略をさせていただきます。

この地域審議会の取扱いにつきましては、前々回の第6回会議で提案され、前回会議で意思集約を図ることとなっていたものでございますが、委員から、地域審議会を設置することに異論はないが、その内容等について、もう少し検討したいとの御発言がございまして、再度、継続協議となっているものでございます。

以上が協議第13号の提案内容でございます。よろしく御審議をお願いをいたします。

○議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第13号について、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

○石丸（英）委員 前回、先ほど事務局の方が御説明いただいたとおり、あえて継続協議にさせていただきました。編入される香南町が、また、香南町民がどのように変わっていくのか、非常に

心配であるというような意味合いで、まだ協議が不十分というところでもございましたけども、その地域審議会の位置づけ、また、そのチェック機能とか、また、その人選はどのようなものかという非常に不透明なところがありますけども、その内容について一々細かく言葉と照らし合わせてというふうなことじゃなくて、やっぱりすべて一任するという、その信頼関係を重視するようなことを香南町側の委員の方々、また、いろいろな方々と協議した結果、すべて信頼関係を重視して一任するというふうなことで協議しておりますので、御報告申し上げます。

それと、それに伴って、ひとつ任せとけというふうなところを、また、その、会長さん、市長さんであると思うんですけども、市長さんですが、その辺の言葉を賜りたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（増田会長） 地域審議会で、新しい市の町の建設計画等を中心にした進行管理を十分にしていくということが一番のことでもございまして、議会の議員さんが減るということでもございすから、それにかわる大事な審議会だというふうにも認識しております。

他の審議会も当然そうでもございますけれども、この地域審議会については、特にそういうような地域の代表者が少なくなったその代替措置だというような意味合いもありますんで、特に、その意見は尊重するということが、この際、特に申し上げておきたいと私も思っております。

皆さん方が心配されておる点については、いろいろと十分にわかりますので、そういう点については、十分に今後とも、そういうような心配を起こすことのないように、最大限の配慮をしてみたいと、こんな気持ちでございす。

○石丸（英）委員 ありがとうございます。

○議長（増田会長） ほかに何かございせんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（増田会長） 特にないようでもございましたら、協議第13号についてお諮りをいたします。

協議第13号については、原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（増田会長） ありがとうございます。御異議ないようでもございすので、協議第13号については、原案のとおりとすることを確認いたします。

次に、協議第24号一般職の職員の身分の取扱いについてから、協議第27号国民健康保険事業の取扱いについてまでの4件を一括して議題といたします。

なお、協議第24号から協議第27号までの4件は、前回、第7回会議で提案及び説明を行い、

継続協議の取り扱いとなっておりますのでございます。提案内容を改めて説明いたします。

○事務局次長（加藤） それでは、会議資料の6ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、協議第24号一般職の職員の身分の取扱いについてでございますが、提案内容は、ページの中ほどの枠の中に記載のとおりでございます。恐れ入りますが、提案内容の朗読は省略をいたします。

続きまして、9ページをお開き願います。

協議第25号一部事務組合等の取扱いについてでございます。提案内容は、ページの中ほどの枠の中に記載のとおりでございます。

続きまして、12ページをお開き願います。

協議第26号消防団の取扱いについてでございます。これも、提案内容は、中ほどに記載のとおりでございます。

続きまして、15ページをお開き願います。

協議第27号国民健康保険事業の取扱いについてでございます。提案内容は、中ほどに記載のとおりでございます。

なお、継続協議案件の具体的な調整内容につきましては、前回の会議で御説明いたしておりますので、本日は、説明を省略させていただきます。

協議第24号から協議第27号までの提案内容は、以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第24号から協議第27号までについて、御質問等ございましたら御発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（増田会長） 特にないようでございますので、協議第24号から協議第27号までの4件を一括してお諮りいたします。

協議第24号から協議第27号までの4件については、原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（増田会長） 御異議がございませんので、協議第24号から協議第27号までの4件については、原案のとおりとすることを確認いたします。

次に、協議第34号建設計画についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。



○事務局次長（福井） それでは、協議第34号建設計画について説明いたします。

継続協議となっております建設計画につきましては、前回の資料に重点取組み事項を追加いたしますとともに、字句等の修正や統一を行っております。会議資料の後にとじております附属資料その2、建設計画案、こちらをごらんいただきたいと思います。ページが36ページをお開きいただけたらと思います。

ページ36ページ、重点取組み事項の表が入っているページでございます。今回、施策の方向の、安全で安心して生活できるまちづくりのうち、施策項目で四つ目の防犯対策の充実に、重点取組み事項として、夜間における犯罪の防止と通行の安全を図るために、防犯灯などの整備促進を追加するものでございます。

以上が、修正点でございます。

この建設計画につきましては、今後、住民の皆様の御意見などをお聞きいたしますとともに、委員の皆様の御意見、御要望を踏まえ、よりよい計画になりますよう、両市町で協議、検討の上、適宜、修正を加えていき、すべての協定項目についての協議が終了した段階で、意思集約を図っていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、簡単でございますが、協議第34号建設計画についての説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第34号について、御質問、御意見等ございましたら御発言を願います。

○石丸（英）委員 39ページの公共交通の整備の下側2行、それと都市基盤の整備、下から4行という、その2行と4行の部分については、特に香南町からの要望で表記していただいているわけなんですけど、辻町長は、9月26日の町長選で香南町の新しい町長さんになられたわけなんですけども、10月25日から実質的な執行をされています。

どちらかというと、前町長さんは、合併には非常にというか、どちらかというと否定的であったというところと、執行というか、事務手続についても非常に遅いものであったというふうにお聞きしておりますし、実際そうであったと思います。

香南町において、合併が非常に加速度的に進んできたのは、この10月の末、またその着任しからの何カ月かが、その高松市の法定協議会が全力的に進んできたわけなんですけども、基本的に、それから香南町側の建設計画というのがやっとスタートしたわけでございます。そういう私たちにとって、一番大事なのが建設計画でございますけども、なかなか短期間ですべての網羅した将来にわたっても不安のないというのが非常に難しいものであります。

ということで、辻町長及びまたその仲間たちが、前々から香南町が高松になった場合、また香南町民が高松の市民となった場合とか、その高松の市民となった場合、高松の将来はどうあるべきかということ、いろいろと協議、展望してきました。人口が減少している……、将来減少していきます。それとか、緑地化対策とかCO<sub>2</sub>の関係とか、詳しい話は省きますけども、高松が四国の州都ですか、州都になるためには、新しい都市計画が不可欠ではないかと思っております。都市の利便性や都市の機能を高めることが、本当に生意気で、本当におこがましいとは思いますが、そういうふうなことをというふうなことの議論してまいりました。

内容は、具体的なものは後日提出させていただきますけども、実は、先日、香南町議会でも予算をとらせていただきまして、香南町側の建設計画というのを考えてみるべきだということで、今回、ある方に依頼させていただきました。それは高松の議会の方も御存じかと思えますけども、香川大学の土井教授、土井健司教授ですか、高松市の都市計画道路網検討委員会の委員長さん、また国土交通省四国地方整備局の道路空間の高度利用のあり方に関する検討委員会の委員長さん、また環境省の環境保全型交通体系実現方策検討調査委員会の委員長さんもなさってます土井教授に依頼しまして、香南町側の建設計画のプランニングをお願いいたしました。時間が間に合いますように、できるだけ早急に提案させていただきます。その根拠についても、具体的に提案させていただきますので、この辺御理解いただきたいし、またこの2行、4行について、いろいろと御理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（増田会長） わかりました。

ほかに何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（増田会長） 今、おっしゃられた公共交通機関については、高松市にとっても重要な都市問題の一つということで、常々いろいろパーク・アンド・ライド等中心に研究しておりますが、また、そういう研究の成果が出た段階で、私たちもしっかり勉強させてもらいたいと思えますので、よろしく申し上げます。

特にないようでしたら、協議第34号につきましては、第9回会議で改めて質疑、協議等行うことといたします。

次に、新規提案の協議事項に入ります。

まず、協議第35号事務組織及び機構の取扱いを議題といたします。

なお、これよりの協議第35号から第42号までの8件につきましては、会議規程に基づき、

原則として、本日の会議では、提案及び説明、質疑等行い、次回、第9回会議で改めて意思集約を図ることといたしておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、事務局から説明いたします。

○事務局次長（加藤） それでは、会議資料の19ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第35号事務組織及び機構の取扱いについてでございますが、提案内容は、ページの中ほどの枠で囲んだ中にございますように、「現在の香南町役場については、香南町の区域を所管区域とする地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条第1項に規定する支所とする。香南支所における所掌事務については、合併後における高松市としての一体性・整合性に留意するとともに、合併時において住民の日常生活に急激な変化を来さないよう、香南町の地域特性等を考慮した機能・サービスの確保について、合併時まで調整する。住民生活に直接影響を及ぼさない事務及び市役所本庁事務と重複する管理部門等の事務については、合併時に本庁の適宜の部署に統合して処理する。これらの事務組織及び機構については、合併後の実態を踏まえながら、全庁的組織機構のあり方を見据える中で、効率的で効果的な体制となるよう、見直し整備を行う。」というものでございます。

以上が、提案内容でございますが、この提案内容の基本的な考え方等を補足して御説明申し上げます。

まず、第1点目といたしまして、合併の効果を上げるということでございます。合併の効果を可能な限り発揮させるためには、行政組織・機構及び人員体制を、極力スリム化し、簡素で効率的な行政組織体制を確立し、行政コストの縮減と行財政運営基盤の充実・強化を図り、もって住民の福祉の向上に資するということが必要であるということでございます。このことは、合併に係るさまざまな意向調査等におきまして、人件費の削減が最大の効果として強く期待されているところでもございます。

次に、2点目といたしまして、住民生活の激変緩和への留意ということでございます。住民がなれ親しんできたこれまでの行政体制が、合併によって急激に変化することは、行政制度やサービスの変化とともに、住民の不安の要因となっていることも事実でございます。このようなことから、住民の日常生活に支障を来さないよう合併時における激変緩和に留意するというところでございます。

3点目といたしまして、合併後の見直しということでございます。この事務組織・機構については、合併後の支所等の業務の執行状況などの実態を把握・検証する中で、全庁的組織機構のあり方を見据え、効率的で効果的な体制となるよう、見直しを行うということでございます。

以上のような基本的な考え方に基つきまして、住民の日常生活に支障を来さないよう、合併時における激変緩和に留意する中で、合併の重要な目的である、簡素で効率的・効果的な行政組織体制の確立を展望した、地域行政のサービス拠点の整備を行うこととしたものでございます。

提案内容についての説明は以上でございます。

なお、次の20ページ及び21ページには、両市町の行政機構図を掲載しておりますので、後ほどごらんいただければと存じます。

なお、提案内容に一部間違いがございますので、おわびして訂正をさせていただきます。会議資料提案内容のうちの第2行目でございます。自治法の条文でございますが、「第155号」となっておりますが、「第155条」の間違いでございます。おわびして訂正を申し上げます。

以上で、協議第35号事務組織及び機構の取扱いについての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

○議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第35号について、御質問、御意見等ございましたら、どうぞ御発言を願います。

○石丸（英）委員 新規提案に関してですが、前回にも申し上げましたとおり、実は、この法定協議会が開催される前に、香南町の委員または委員の方々全員寄りまして、十分に審議しております。協議させていただいています。

ということで、これから続く新規提案分においても、異議がなければ、確認をとっていただいても結構ということで皆さん同意しておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（増田会長） ただいま石丸英正委員さんから、協議第35号については、特に本日の会議で意見集約を図ってはどうかとの御発言がございましたが、いかがでございましょうか。御異議がないようでしたら、協議第35号について、本日の会議で意見集約を……

○三笠委員 高松の三笠です。これは確かに重要なことで、時間がせば詰まるとるから、これは、ええんはええんですが、できる限り、議会で諮られとるわけですね。議長、諮っとんやね。いや、それだったらええんですが、ちょっと、できることなら、赤松議長なり副会長なりから……、それは石丸委員さんから言われるのもそれはもちろんええんですが、さっきの公共交通の問題、都市基盤整備の問題、そういうことに関して、いろいろ当然議会でいろいろ話し合われた結晶だろうと思います。

これは、高松側からいってもそうなんです。これは当然合併して一緒になれば、当然、高松全体の問題としての位置づけ、特にさっき会長の方から提案あったように、地域審議会の中で、やはり香南町の建設計画及びそれに付随する事項というのは、当然、地域審議会の中で、十分諮ら

れるべき重要な位置づけですから、それはそれでええんですが、できる限り、私どもは、議会で話しされと思うけれども、一応議長に念のために伺つような状況でございますので、石丸議員さん、あしからず。

○赤松委員 わざわざ水を向けていただいて……。実は、今、うちの合併特別委員会の石丸委員長から提言があったように、諮ってるところは確かに諮ってる部分があるんですけど、その決められた時間の中で、まだ私どもが確かに気がついてない部分があるかもわかりません。

だけれども、合併協議が、うちは町長選挙等がありまして、ペース的にかなりおくれとるのを早く取り返さないかんという思いから、ここで確認してもいいことについては、それがわかれば確認してもいいんじゃないかという程度のことは、確かに我々の仲間内で話し合いはしておりますけれども、せっかく三笠先生からそういうお言葉いただいたら、まだ何か研究しとる部分が足らぬのでないだろうかと思って、はっとしたような要素も確かにございます。だから、それは、いろいろ即日確認じゃなくて、次回に延ばしても物理的にそう影響及ぼさんものについては、そういうふうにさせていただいてもと、今、思っているところでございます。

なお、うちの内部の会の中でも、そういう話ししても、そのときには気がついてなかったが、ように考えたら、こういう問題もあるのうと、後でどしたんだったんやというようなことになったらいかんから、その点については十分話し、相談させていただいて、すり合わせをさせていただかなければならん部分も確かにあるなあということは、お互いやっておりますけれども、これは冒頭に申しあげましたように、石丸委員の方からお願いしましたように、そういったものがあっても、そこそこのことは地域審議会の位置づけということで、またカバーができるんでないだろうか。

あくまでも合併をする相手の高松市さんとの信頼関係の上で、そなんなんのときに言わなんだけん、今ごろ言うたっていくかということにはならんだろうという、信頼関係が大前提にあるということをお互いお含みいただければ、大変ありがたい。長うなりましたが、そういうことでございます。

○議長（増田会長） それでは、改めてお諮りいたします。

協議第35号については、原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（増田会長） 御異議がないようでございますので、協議第35号については、原案のとおりとすることを確認いたします。

次に、協議第36号高齢者福祉事業についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

○事務局次長（加藤） それでは、御説明申し上げます。

本日お配りをいたしております資料のうちで附属資料がございますが、附属資料の右肩にその3と表記をいたしております、附属資料新規提案分、これをごらんいただきたいと存じます。その3と表記いたしております、附属資料の新規提案分でございます。

まず、表紙をごらんいただくとおわかりですが、150ページほどございます。非常に案件が多うございます。このようなことから、説明の都合によりまして、両市町に大きな違いのある点を中心に、ポイントを絞って説明をさせていただきますので、この点、御了承いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、附属資料の2ページをお開き願います。

2ページの高齢者と地域の交流事業及び次の3ページの高齢者を地域で支え合うまちづくり推進事業でございますが、いずれも高松市のみの事業でございますことから、調整案は、「高松市の制度を適用する。」といたしております。

次に、4ページをごらんいただきたいと存じます。

敬老会事業でございますが、現況のうちで、1の対象者及び5の開催時期に市町間で差異がございますが、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としております。

続きまして、5ページをお開き願います。

老人介護支援センター事業でございますが、この事業は、地域型支援センターと基幹型支援センターの二つの事業に大別されますが、このうち、1の地域型支援センターにつきましては、両市町とも事業を実施いたしておりますが、2の基幹型支援センターは、高松市のみの事業でございます。調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

続きまして、6ページをごらんいただきたいと存じます。

敬老祝品贈呈事業でございます。現況のうち、1の対象者、4の祝品の内容及び5の贈呈方法におきまして市町間でそれぞれ差異がございますが、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

続きまして、7ページをお開き願いたいと存じます。

高齢者訪問事業でございますが、1の対象者におきまして市町間で違いがございます。調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」といたしたところでございます。

次に、8ページをごらんいただきたいと存じます。

高齢者生きがいデイサービス事業でございます。現況でございますが、1の対象者の要件と、

5の利用回数等及び6の費用負担におきまして、市町間で差異がございます。調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、高松市の対象者の要件に該当しない高齢者で、合併時に香南町地域においてサービスを受けている者については、合併後も対象者とする。また、香南町地域の対象者が、香南町地域のデイサービスセンターを利用する場合の利用回数等については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。」としております。

続きまして、9ページをお開き願います。

軽度生活援助事業でございますが、資料には、在宅高齢者の自宅での援助という視点から、両市町で実施しております類似事業を記載しております。現況のうち、3の実施方法と5の利用回数等及び6の費用負担におきまして差異がございますが、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

次に、10ページをごらんいただきたいと存じます。

老人クラブ活動促進事業でございますが、現況のうちで、3の補助内容におきまして市町間で違いがございます。対応策でございますが、右側の中ほどでございますように、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。香南町老人クラブ連合会については、高松市老人クラブ連合会への統合を促すとし、調整案は記載のとおりの内容といたしております。

続きまして、11ページをお開き願いたいと存じます。

シルバー人材センター運営費補助事業でございますが、これも現況のうちの3の補助内容につきまして、市町間で差異がございます。対応策でございますが、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。香南町シルバー人材センターについては、高松市シルバー人材センターへの統合を促すとし、調整案は記載のとおりの内容といたしております。

続きまして、12ページをごらんいただきたいと存じます。

高齢者と施設の交流事業（配食サービス事業）でございますが、現況のうちで、5の実施方法につきましては、高松市では、委託先である市内5箇所の老人ホームで調理したものを、週2回、ボランティアが配食しておりますのに対し、香南町では、ひぐらし荘で調理したものを、週2回、町の社会福祉協議会の職員、民生委員及びボランティア団体が無償で配食しているなど、市町間で違いがございます。

また、6の費用負担におきましても、その負担額に差異がございます。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、香南町地域における実施方法につ

いては、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。」としたところでございます。

続きまして、13ページをお開き願います。

訪問理美容事業でございますが、この事業は、対象者要件に該当する理美容店に行くことが困難な高齢者の自宅に指定の理美容師が訪問し、サービスを提供するというものでございます。現況のうちで、1の対象者及び4の助成額におきまして、市町間で差異がございますが、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、14ページをごらんいただきたいと存じます。

高齢者入浴助成事業でございますが、この事業につきましては、両市町の類似事業を比較したものでございます。現況のうち、高松市の高齢者入浴助成事業につきましては、高松市公衆浴場組合が市内の65歳以上の高齢者に、市内の公衆浴場の無料の入浴券を年間15枚交付していることに対し、市が助成を行っている事業でございます。

一方、香南町の高齢者入湯事業につきましては、香南町の65歳以上の高齢者に対し、香南町にございます香南楽湯の温泉施設を利用できる無料の入湯券を年間6枚交付している事業でございます。

このような現況を踏まえた対応策でございますが、高松市の制度に統一する。香南町の高齢者入湯助成事業については、合併時の対象者で、香南町地域に引き続き住所を有する者に限り、現行のとおりとする。ただし、合併後において、市域内の均衡を図る観点等から、必要な見直しを行うものとするとし、調整案といたしましても、同趣旨の内容としたところでございます。

続きまして、15ページをお開き願います。

介護予防等拠点施設管理運営事業でございますが、この事業につきましては、香南町のみの事業でございます。香南町では1の目的欄にございますように、介護予防、痴呆性高齢者の在宅生活の支援、又は居宅介護支援の質の向上を図るため、また、障害者の自立と社会参加を促進するため、介護予防等拠点施設として、2と3にございますような二つの施設を整備いたしております。

対応策でございますが、香南町の介護予防等拠点施設については、高松市に引き継ぐ。ただし、施設の管理形態については、合併時まで調整するものとするとし、調整案は記載のとおりの内容でございます。

以上が、調整内容でございます。なお、会議資料に記載しております提案内容も、ただいまの調整内容と同じ内容でございますので、本日、会議資料の提案内容の説明は省略をさせていただきます。



きます。

以上で、協議第36号高齢者福祉事業についての説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

○議長（増田会長） ただいま説明がありました協議第36号について、御質問等ございましたら御発言を願います。

特にないようでしたら、協議第36号につきましては、次回、第9回会議で改めて意思集約を図ることといたしたいと存じますが、はい、どうぞ。

○石丸（英）委員 先ほども申し上げましたとおり、この協定項目についても、議論は十分にさせていただいてますので、確認していただいて結構かと思えます。

○議長（増田会長） ただいま石丸委員さんから、協議第36号につきましても、本日、意見集約を図ってはということですが、よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（増田会長） 特に御意見ないようでしたら、協議第36号について本日確認いたしたいと存じます。

原案のとおり確認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（増田会長） 御異議がございませんので、協議第36号につきましては、原案のとおりとすることを確認いたしました。

次に、協議第37号その他の福祉事業についてを議題といたします。

事務局から説明をいたします。

○事務局次長（加藤） それでは、先ほどの附属資料の17ページをごらんいただきたいと存じます。

その他の福祉事業のうち、まず初めに、遺族団体事業補助でございますが、現況のうちで3の地区遺族会補助におきまして、市町間で補助額に差異がございます。対応策でございますが、香南町の地区遺族会については、高松市の地区遺族会として取り扱うものとする。香南町の地区遺族会については、財団法人高松市遺族会への加入を促すとし、調整案は、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、18ページをごらんいただきたいと存じます。

戦争犠牲者追悼式でございますが、現況のうちで2の開催日及び場所に市町間で差異がございますが、調整案は、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

続きまして、19ページをお開き願います。

民生委員・児童委員活動事業でございますが、1の委員数、3の活動費及び5の民生委員推薦会等におきまして、市町間で差異がございます。また、6の地区民生委員推薦準備会は、香南町には該当がございません。対応策でございますが、高松市の制度に統一する。香南町地区の民生委員数については、現行のとおりとする。香南町民生委員推薦会は、高松市の地区民生委員推薦準備会として取り扱うとし、調整案は、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

続きまして、20ページをごらんいただきたいと存じます。

特定患者援護事業でございますが、これは高松市のみの事業でございます。調整案は、「合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度を適用する。」といたしております。

続きまして、21ページをお開き願います。

原子爆弾被爆者援護事業でございますが、1の援護金と2の死亡弔慰金の支給額におきまして、それぞれ市町間で差異がございます。調整案といたしましては、「合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。」といたしております。

続きまして、22ページをごらんいただきたいと存じます。

災害援護関係でございますが、現況のうち、1の災害時緊急物資備蓄事業、次の23ページの5の小規模災害弔慰金、6の小規模災害見舞金につきましては、高松市のみの制度でございます。

調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」といたしたところでございます。

次に、24ページをごらんいただきたいと存じます。

24ページのふれあいのまちづくり事業と、次の25ページの地域福祉計画につきましては、高松市のみの制度でございます。

続きまして、26ページをごらんいただきたいと存じます。

社会福祉協議会運営補助等事業でございますが、現況のうち、3の補助内容と次の25ページの4の委託事業内容におきまして、市町間で差異がございます。

また、26ページの右上の問題点・課題の欄の二つ目の項目として記載しておりますように、法律によりまして、1自治体においては一つの社会福祉協議会のみ設置できることとなっております。

調整案でございますが、「社会福祉協議会への運営補助等については、社会福祉協議会の統合に伴い、香南町地域におけるサービス低下を招かないよう、合併時まで調整する。」としたところでございます。

次に、28ページをごらんいただきたいと存じます。

28ページの障害者小規模作業所助成事業及び次の29ページにございます福祉資金貸付金利子補給事業につきましては、いずれも高松市のみの事業でございます。

次に、30ページをごらんいただきたいと存じます。

紙おむつ給付事業でございますが、現況のうち、1の心身障害者（児）紙おむつ給付事業は、高松市のみの事業でございますが、この対象者はおおむね6カ月以上寝たきりで、おむつを必要とするものとなっております。

また、2の寝たきり高齢者等紙おむつ給付事業の対象者、所得要件、給付方法等におきまして、市町間で違いがございます。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、合併時に香南町地域において給付を受けている6か月未満の寝たきり高齢者等については、合併後も給付するものとする。」としたところでございます。

次に、31ページをごらんいただきたいと存じます。31ページから32ページにかけての福祉タクシー事業につきましては、高松市のみの事業でございますが、「高松市の制度を適用する。」としております。

続きまして、33ページをごらんいただきたいと存じます。

福祉電話等貸与事業でございますが、1の障害者福祉電話等貸与事業は、高松市のみの事業でございます。

また、2の高齢者福祉電話等貸与事業につきましては、香南町では社会福祉協議会が実施主体となっております。調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

次に、34ページをごらんいただきたいと存じます。

介護見舞金支給事業でございますが、1の在宅重度障害者介護見舞金支給事業は、高松市のみの事業でございます。

また、2の在宅寝たきり・痴呆性高齢者介護見舞金支給事業の居住要件、所得要件、支給額等におきまして、市町間で差異がございます。

対応策でございますが、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。ただし、居住要件については、合併時に香南町地域に引き続き住所を有する期間を通算して取り扱うものとするとし、調整案といたしましては、記載のような内容といたしております。

続きまして、35ページをごらんいただきたいと存じます。

緊急通報装置貸与等事業でございますが、現況のうち1の身体障害者緊急通報装置貸与等事業は高松市のみの事業でございます。

また、2の高齢者緊急通報装置貸与等事業の内容及び通報システムに市町間で差異がございまして、通報システムにつきましては、高松市では、まず消防局に通報されるのに対しまして、香南町では、安全センターに通報されることになっております。調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、香南町地域における通報システムについては、当分の間、現行のとおりとする。」としたところでございます。

続きまして、36ページをごらんいただきたいと存じます。

住宅改造助成事業でございますが、現況のうち、2の対象者、4の所得要件及び6の助成金額等におきまして市町間で差異がございまして、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

次に、37ページをごらんいただきたいと存じます。

福祉金等支給事業でございますが、現況の2の福祉金等の種別でございますように、両市町とも同様の福祉金等を支給いたしておりますが、3の支給額、5の所得等要件、次の38ページの6の対象者要件におきまして、市町間で差異がございまして、6の対象者要件の(4)の母子家庭等福祉金、香南町では児童福祉年金でございますが、年齢要件が、高松市では義務教育終了前の者、香南町では18歳未満の遺児となっております。

対応策でございますが、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。ただし、香南町地域の児童福祉年金の現受給者のうち、合併後に対象者の要件を欠くこととなる者については、香南町の制度における年齢要件を適用し、対象者とみなすものとする。また、居住要件については、合併時に香南町地域に引き続き住所を有する期間を通算して取り扱うものとするとし、調整案といたしましても、同趣旨の内容といたしております。

続きまして、39ページをごらんいただきたいと存じます。

寝たきり高齢者等寝具乾燥等事業でございますが、記載のとおり、1の対象者、2の事業内容及び3の費用負担、すべての項目につきまして市町間で差異がございまして、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」といたしたところでございます。

以上で、協議第37号その他の福祉事業についての説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

○議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第37号について、御質問、御意見等ございましたら御発言願います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（増田会長） 特にないようでしたら、協議第37号については、次回会議で改めて意思集約を図ることといたします。

次に、協議第38号保健衛生事業についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

○事務局次長（加藤） それでは、41ページをごらんいただきたいと存じます。

41ページの医事監視指導及び次の42ページにございます介護老人保健施設整備及び指導監査等につきましては、高松市が中核市として実施している業務でございます。対応策は、いざいざ、高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市へ移行するとし、調整案は、「高松市の制度を適用する。」といたしております。

次に、43ページをごらんいただきたいと存じます。

地域保健推進でございますが、高松市では、平成11年に地域保健推進協議会を設置し、地域保健の総合調整を行っておりますが、香南町につきましては、記載のような推進組織でございます。その推進組織に違いがございます。調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

次に、44ページをごらんいただきたいと存じます。

健康づくり推進プランでございますが、香南町では、計画を策定しておりませんことから、対応策といたしましては、高松市の制度を適用する。高松市健康づくり推進プラン「健やか高松21」については、合併年度の翌年度に、香南町地域の実情等を踏まえ、香南町地域を含めた計画に改定するものとするとし、調整案といたしましては、「高松市の制度を適用する。」としております。

次に、45ページをごらんいただきたいと存じます。

45ページから次の46ページにかけての営業許可等につきましては、中核市として、高松市が実施している業務でございます。これと同じように、次の47ページから49ページにかけての監視・指導・講習等、そして50ページの食中毒予防推進につきましても、中核市として高松市が実施している業務でございます。

続きまして、51ページをごらんいただきたいと存じます。

公衆浴場施設改善事業等助成でございますが、高松市のみの制度でございます。

続きまして、52ページをごらんいただきたいと存じます。

狂犬病予防でございますが、この事業につきましては、高松市、香南町ともに実施しているところございまして、調整案は、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

次に、53ページをごらんいただきたいと存じます。

野犬対策でございますが、2の捕獲箱貸出し・引取りにつきましては、両市町とも行っておりますが、1の野犬等の捕獲・保護・抑留につきましては、高松市では中核市として実施している業務でございます。調整案は、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

次に、54ページをごらんいただきたいと存じます。

犬猫不妊去勢手術費補助事業でございますが、これは高松市のみでございまして、

続きまして、55ページをごらんいただきたいと存じます。

55ページ以降は、中核市として高松市が実施している業務でございますが、55ページのエイズ予防・相談指導事業から、ページが飛びますが、64ページをごらんいただきたいと存じます。64ページの精神障害者社会復帰支援等事業につきましては、一部香南町において実施している業務もございまして、その他は高松市が中核市として実施している事業でございまして、調整案といたしましては、「高松市の制度を適用する。」といたしております。

次に、66ページをごらんいただきたいと存じます。

66ページの保健センター施設・機能でございます。現況でございますが、1の施設の概要に記載のとおり、高松市では平成6年7月に、香南町では平成14年5月に、それぞれ保健センターを設置いたしております。施設の概要は資料に記載のとおりでございますが、双方の施設につきましては、設置の経緯等やその併設機能において違いがございます。

このような現況を踏まえた対応策でございますが、香南町保健センターについては、設置の経緯等を踏まえる中で、市町村保健センターとして高松市に引き継ぐものとするとし、調整案といたしましては、「香南町保健センターについては、市町村保健センターとして高松市に引き継ぐ。」としたところでございます。

続きまして、67ページをごらんいただきたいと存じます。

予防接種でございますが、実施方法のうちで、ツベルクリン反応検査、BCG接種につきまして、市町間で違いがございますが、自己負担額に差異はなく、実施方法につきましてもおおむね同様でございますことから、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」といたしたところでございます。

次に、68ページをごらんいただきたいと存じます。

母子健康教育でございますが、両市町におきまして、妊婦や乳幼児を持つ母親などを対象に、

育児不安の解消や子育て支援のための事業を実施しておりますが、その実施内容におきまして市町間で違いがございます。調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

次に、69ページをごらんいただきたいと存じます。

妊婦・乳幼児健康診査でございますが、現況欄に記載のとおり、両市町で各種の健康診査等を実施しておりますが、実施している健康診査の一部が異なっておりますほか、その実施方法においても差異がございます。

なお、現在、香南町で実施しております1歳6カ月児の健康診査、3歳児の健康診査、ことば相談及びこども相談、これらにつきましては、高松市では、現在、集団健診となっておりますことから、仮に高松市の制度に統一すると、高松市の保健センターなどの施設で実施することになります。

このような現況を踏まえた対応策でございますが、高松市の制度に統一する。ただし、香南町地域における1歳6カ月児健康診査、3歳児健康診査、ことば相談及びこども相談の実施場所については、現行のとおりとするが、合併年度の翌年度から3年度目において見直しを行うものとするとし、調整案といたしましても、記載のとおり同趣旨の内容としております。

次に、70ページをごらんいただきたいと存じます。

健康教育・健康相談でございますが、1の健康まつりの実施内容及び2の骨粗しょう症予防教室の実施内容等におきまして差異がございます。対応策でございますが、香南町で実施している健康まつりについては、高松市の健康まつりに統合するものとする。香南町で実施している骨密度検診及び教室については、骨密度測定による予防事業として実施するものとするとし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

次に、71ページをごらんいただきたいと存じます。

71ページから72ページにかけての健康診査・がん検診でございますが、各種のがん検診において、実施方法、自己負担額等に違いがございます。対応策といたしましては、高松市の制度に統一する。ただし、香南町で実施している胃・子宮・乳がん集団検診の実施場所については、現行のとおりとするが、合併年度の翌年度から3年度目において見直しを行うものとする。なお、国の制度の変更等により、検診の実施方法等に差異が生じる場合については、合併時までに調整するものとするとし、調整案といたしましても、記載のような内容といたしております。

次に、73ページをお開き願います。

地域保健組織でございますが、香南町には、地区保健委員会、保健委員会連絡協議会がござい

ません。また、高松市には愛育会がございません。

対応策でございますが、香南町地域において、地区保健委員会の組織化を促すものとする。香南町の献血推進協議会については、高松市の献血推進協議会連合会への統合を促すものとする。香南町の食生活改善推進協議会については、高松市の食生活改善推進協議会への統合を促すものとする。香南町愛育会については、自主グループとして取り扱うものとするとし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

次に、74ページをごらんいただきたいと存じます。

初期救急医療でございますが、高松市では、現況欄に記載のとおり三つの事業を実施いたしておりますが、香南町には該当がございません。調整案といたしましては、「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

以上で、協議第38号保健衛生事業についての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

○議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第38号について、御質問、御意見等ございましたら御発言を願います。

○石丸（英）委員 この件についても確認をとっていただいて結構でございます。

○議長（増田会長） さようですか。ただいま本日の会議で意見集約を図ってはとの御発言がございましたが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（増田会長） 御異議がございませんので、本日の会議で意見集約を行いたいと存じます。

協議第38号について、原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（増田会長） 御異議がございませんので、協議第38号については、原案のとおりとすることを確認いたします。

次に、協議第39号商工・観光関係事業についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

○事務局次長（加藤） それでは、76ページをお開き願います。

まず、中小企業指導団体等育成でございますが、現況のうち、1の中小企業指導団体補助につきましては、高松市では、条例等に基づき、高松商工会議所、高松市山田商工会など、七つの団体に対し、助成を行っております。

一方、香南町におきましても、香南町商工会など二つの団体に補助金を支出いたしております



が、補助の対象、対象内容におきまして、違い、差異がございます。

なお、2の香川県中小小売商団体連合会補助から、5の高松職業安定協会補助までの各種補助につきましては、高松市のみの制度でございます。

また、6の審議会につきましては、高松市では高松市中小企業振興審議会が、香南町では香南町商工業振興審議会が構成をされております。

対応策でございますが、商工会については速やかな統合を促す。香南町商工会に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおり実施するものとする。なお、合併後において、県の補助制度の動向や商工会の統合状況などを総合的に勘案する中で、適切な検討を行うものとする。香南町商工業振興審議会については、高松市中小企業振興審議会に統合するものとするとし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。ただし、香南町商工会に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおり実施するものとする。」としたところでございます。

続きまして、77ページをごらんいただきたいと存じます。

77ページから79ページにかけて記載しております中小企業勤労者福祉制度でございますが、これは高松市のみの制度でございます。

続きまして、80ページをごらんいただきたいと存じます。

企業誘致推進でございますが、両市町では、条例に基づき、記載のような内容で企業誘致を行っておりますが、その制度の内容に差異がございます。調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、合併時に香南町の企業設置奨励条例に基づき、奨励金の交付を受けている企業については、助成期間が満了するまでの間、現行の香南町の制度を適用するものとする。」としたところでございます。

続きまして、81ページをごらんいただきたいと存じます。

中小企業等融資制度でございますが、現況のうち、2の中小企業融資につきましては、融資金額等におきまして市町間で差異がございます。

また、3の中小企業公害防止施設整備資金融資及び82ページの5の中小企業団体等融資は、高松市のみの制度でございます。調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

次に、83ページをごらんいただきたいと存じます。

計量検査事業でございますが、高松市では、中核市として市で実施いたしておりますが、香南町では、県が同様の業務を実施いたしております。

対応策でございますが、高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市に移行する。香南町地域における検査会場については、住民サービスの低下を招かないよう、合併時までに調整するものとするとし、調整案といたしましては、「高松市の制度を適用する。」としております。

次に、84ページをごらんいただきたいと存じます。

84ページの勤労者住宅融資資金貸付制度及び次の85ページの高松テルサ運営事業につきましては、高松市のみの制度でございます。

次に、86ページをごらんいただきたいと存じます。

観光振興計画でございますが、香南町では、計画を策定しておりませんことから、対応策といたしましては、観光振興計画については、合併後速やかに、香南町地域を含めた計画に見直すものとするとし、調整案は、「高松市の制度を適用する。」としております。

次に、87ページをごらんいただきたいと存じます。

87ページから88ページにかけての観光イベント振興事業でございますが、高松市では、さぬき高松まつりのほか、資料に記載のとおりイベントを実施し、それぞれ助成をいたしております。一方、香南町では、資料でございますように、毎年8月の第1日曜日に、ボンフェスティバルIN香南を実施いたしております、町の方から補助をいたしております。

このような現況を踏まえた調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。香南町が実施している観光イベントへの補助については、合併後も継続して行うものとする。」としたところでございます。

次に、89ページをごらんいただきたいと存じます。

89ページの観光協会等の育成及び90ページの観光施設運営等事業につきましては、香南町には該当がございませんことから、「高松市の制度を適用する。」といたしております。

続きまして、91ページをごらんいただきたいと存じます。

地域交流施設運営等事業でございますが、香南町では、温泉施設、レストラン等から成る道の駅香南楽湯を設置し、運営を香南地域振興有限会社に委託をいたしております。対応策でございますが、「道の駅香南楽湯」については、高松市に引き継ぐものとし、管理運営方法については、現行のとおりとするとし、調整案は、「道の駅香南楽湯」については、高松市に引き継ぐ。」としたところでございます。

次に、92ページをごらんいただきたいと存じます。

自然歩道管理事業でございますが、香南町では、香川県から委託をされ、四国自然遊歩道のパ

トロール及び清掃活動を行っております。調整案は、「香川県からの四国自然遊歩道管理業務の受託については、高松市が引き継ぐ。」としたところでございます。

なお、次の93ページの競輪運営事業につきましては、高松市のみの事業でございます。

以上で、協議第39号商工・観光関係事業についての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

○議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第39号について、御質問、御意見等ございましたら御発言を願います。

○石丸（芳）委員 先般、高松市と合併協議を進めておる六つの町の商工会長がそろって増田市長さんをお願いにまいりました折、市長さんのお言葉として、市からの補助金については、合併年度とこれに続く3年度については現行どおり保証する。それ以降についても、3年後にもう一度見直しをする。その時点で、皆さんと納得がいくように話し合いをしましょうと。3年後に山田の補助と同様にすることがいいとは思っていない。人件費、事業費を県とあわせ考えて、経過措置として生首を切らないようにしたいと考えている。また、口頭ではなく、覚書で明記したいとも考えているという心強いお言葉をいただきまして、私ども一安心いたしておりましたし、当町の町長さん、議長さんを初め、その他多くの関係者にもその旨をお伝えしてまいりましたのに、今回の調整案には4年後以降のことは何も書かれていないのに驚くと同時に、大変心配をいたしております。

私は、讃岐ブロック8商工会のお世話をしておる立場もございまして、これでは、すべての商工会長が納得も安心もできにくいのではないかと思いますので、調整案の後ろへ「4年度目以降についても運営ができるよう改めて協議、検討を行うものとする。」という文章を追加していただき、私どもに安心をさせくださるようお願いいたします。

このような結論になってはいけないと思って、先般、6町の商工会長がそろってお願いにまいったような次第でございますので、この件は、ぜひともただいま申し上げたとおり、一筆追加をお願いいたします。

以上です。

○議長（増田会長） この商工会の関係については、どの協議会でもいろいろ商工関係の皆さんが御心配いただいて、どのようになるのかという御質問いただいておりますが、その後も、特に県の方から特に変わったあれはないので、県が3年間はとにかく現行の補助金を保証するという中で、私どもも当然同じような扱いをして、その後の状況に応じて、県がどのようなことをなさるのか、よくわかりませんが、そういう中で市としても判断していかざるを得ないと。

今のところ、県としても、その後のどうするかというようなことまではまだお決めになっていないようなので、私としては、個人的にはそういうような、この間お話ししたように、もちろん生首切るわけにもいきませんし、どのような助成制度になるのか、また、そのころには統合の問題も出てくると思いますから、その問題がどういう方向に行くのか、そんなことすべてを勘案する中で、お互い納得いくような方法をその時点で考えたらよいのではないかとということで、こうお話ししておるわけですし、今、おっしゃられたように、それをこの文章の中でなお書いていくとか、今、おっしゃられたようなことを書いていくのがいいのかという点については、既に他の協議会との関連等もあるので、今後、事務局の方で検討いたしたいと思います。

そのようなことでいかがでしょうか。

○石丸（芳）委員 ぜひよろしく申し上げます。

○議長（増田会長） どこまで書き込めるか、多分できればこういうことでいただければありがたいと思うんですが、とにかく、そういうことをどの協議会でも私は明言しておりますので、とにかく皆さんがその時点でお困りになるようなことはないように、もちろん香南町さんだけでございませんから、皆さんの商工会がお困りにならないように、そして山田も含めてですけども、そういうことは十分に留意していきたいなあと考えております。

○石丸（芳）委員 よろしく申し上げます。

○事務局長 ちょっと事務局から補足いたします。ただいま石丸委員さんから御意見いただきました考え方についてでございますが、それについてほかの合併協議会でも同様の議論がありました。それについて部会の方から説明をいたしておりますのは、この附属資料の76ページの対応策の真ん中に書いておりますなお書きですね、なお書きの趣旨が、今、御指摘いただいたようなことを総合的に含めたものだということございまして、ただいま議論されておることを文章表現するとしたら、こういうことになるということございまして、この趣旨を踏まえてここへ記載をさせていただいた。

これについては、対応策に書くものでございまして、調整案については、その結果どうするかということで、調整案については、「3年度について」という表現をしております。

御承知のとおり、他の合併協定項目「3年度に限り」というような表現が多数ございますが、この項目については、「3年度について」という表現をしておるとするのは、この対応策のなお書きがあるということございまして、その時点で、あるいはその時点までに十分に検討して、それ以降の対応について話し合いをしていくということございまして、その点で御理解をいただきたいというふうに思っております。よろしく願いをいたします。

○議長（増田会長） この件についてほかに何か御意見ございませんですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（増田会長） 特にないようでしたら、協議第39号につきましては、次回会議で改めて質疑、協議を行い、意見集約を図ることといたしたいと存じます。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（増田会長） それでは次に、協議第40号農林水産関係事業についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

○事務局次長（加藤） それでは、95ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、財産区事務でございますが、香南町には該当がございません。

次に、96ページの水田農業構造改革事業でございますが、現況のうち、1の地域水田農業推進協議会につきましては、香南町では、塩江、香川、香南町の3町で協議会を設置いたしております。

また、次の97ページの2でございます集落実行組合長手当でございますが、その積算方法、現地確認時報償におきまして市町間で違いがございます。

また、3の景観作物推進事業につきましては、香南町のみ制度でございます。

調整案でございますが、96ページに記載しておりますように、「高松市の制度に統一する。ただし、香南町が実施している景観作物推進事業については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、実施するものとする。」としたところでございます。

次に、98ページの麦生産振興事業でございますが、目的及び事業内容に差異がございます。

調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。ただし、香南町が実施している麦作生産推進事業については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、実施するものとする。」としたところでございます。

次に、99ページをごらんいただきたいと存じます。

農業団体育成事業でございますが、1の生活研究グループ及び2の農業後継者グループにおきまして、市町間で差異がございます。

また、3の農業担い手育成連絡協議会、次の100ページの4の農業機械銀行、5の農業機械銀行推進協議会、次の101ページの6の酪農組合、7の肉牛研究会まで、香南町では、記載のとおり補助等を行っております。

調整案でございますが、99ページに記載のとおり、「高松市の制度に統一する。ただし、香南町が実施している農業担い手育成連絡協議会、農業機械銀行、農業機械銀行推進協議会、酪農組合及び肉牛研究会に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、実施するものとする。」としたところでございます。

次に、102ページをごらんいただきたいと存じます。

園芸団体育成事業でございますが、市町間で補助団体に差異がございまして、1の園芸特産振興協議会から次の103ページの5の花弁研究会まで、これは高松市のみの補助事業でございます。逆に6の園芸生産組合につきましては、香南町のみの補助事業でございます。

また、7の園芸振興共進会奨励事業と8の果樹産地整備促進事業につきましては、両市町ともに実施しておりますが、その補助金額、事業内容等におきまして差異がございます。

調整案でございますが、102ページに記載しておりますとおり、「高松市の制度に統一する。ただし、香南町が実施している園芸生産組合に対する補助、園芸振興共進会奨励事業及び果樹産地整備促進事業については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、実施するものとする。」としたところでございます。

次に、105ページをごらんいただきたいと存じます。

有害鳥獣駆除事業でございますが、現況のうち、2の市・町単独事業につきましては、香南町のみ、イノシシ等の被害防除事業として、イノシシ等の捕獲団体に対し助成金を交付いたしております。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、香南町が実施しているイノシシ等被害防止対策事業については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、実施するものとする。」としたところでございます。

次に、106ページの森林組合等育成事業でございますが、高松市のみの事業でございます。

次に、107ページをごらんいただきたいと存じます。

さぬき農村ふれあい特区推進事業でございますが、香南町では、町が事業主体となり、資料に記載のような事業を実施いたしておりますが、調整案といたしましては、「香南町が実施しているさぬき農村ふれあい特区推進事業については、高松市に引き継ぐ。」としたところでございます。

次に、108ページの農林施設でございますが、香南町では、1の池西農村環境改善センターから、119ページの14にございます月見ヶ原公園までの14の農林施設を設置いたしております。調整案といたしましては、「高松市に引き継ぐ。」というものでございます。

続きまして、120ページをごらんいただきたいと存じます。

120ページから121ページにかけての水産振興につきましては、高松市のみの制度でございます。

次に、122ページをごらんいただきたいと存じます。

農業経営者協議会でございますが、現況欄でございますように、香南町では、農業経営者協議会に対して補助を行っております。調整案でございますが、「香南町農業経営者協議会の活動に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度について実施する。」としたところでございます。

次に、123ページをごらんいただきたいと存じます。

土地改良事業でございますが、現況のうち、1の事業主体に記載のとおり、市町間でその事業主体に差異がございます。

また、2の国・県等の補助事業、3の市・町単独事業におきましても、市町間におきましてその補助率等において違いがございます。

対応策でございますが、高松市の制度に統一する。香南町が事業主体として、合併後も継続する土地改良事業に限り、完了するまでの間、現行の香南町の補助制度を適用し、高松市が事業を実施するものとする。なお、香南町地域において、平成20年度末を目標として、香南町全域を受益地とする土地改良区の設立を促すものとするとし、調整案といたしましては、資料に記載のような内容といたしております。

次に、124ページをごらんいただきたいと存じます。

土地改良区等運営補助制度でございますが、高松市では、管内の29の土地改良区で組織する高松市土地改良区連合会に対し運営費の補助を行っておりますが、香南町では1土地改良区に対して補助を行っております。

対応策でございますが、高松市の制度に統一する。香南町の土地改良区については、合併時までに高松市土地改良区連合会への加入を促すものとするとし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

次に、125ページをごらんいただきたいと存じます。

地籍調査事業でございますが、両市町とも調査事業を終了しておりますが、地籍管理といたしまして、香南町では修正マニュアルを作成いたしておりません。対応策といたしましては、香南町の地籍調査の成果を引き継ぐものとするとしたところでございます。

なお、次の126ページの中央卸売市場運営事業については、高松市のみの事業でございます。

以上で、協議第40号農林水産関係事業についての説明を終わります。よろしくお願いをいた

します。

○議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第40号について、御質問、御意見等ございましたら御発言を願います。

特にございませんか。

○赤松委員 もう少し研究させていただきたいんですが、今、とりあえず心配しておることが、この123ページのところですけれども、中段の調整案のところに、「香南町が事業主体として、合併後も継続する土地改良事業に限り、完了するまでの間、現行のとおりとする。」ところというのが、まだ私どもが十分状況を確認していないところかも知れませんが、高松と私どもで若干差異があるところなんですけれども、事業の規模とか何かによりまして、名前が土地改良事業でなくても実質土地改良事業みたいなもので、あるいは用地交渉等の過程で、本来なら2年前に終わらなければならないのが、問題があって、そこだけ、わずかの箇所が残ったというようなことが、用地買収の単価とか何かは制度にあって、若干差異があったり、あるいは今度合併後にあって、その差異ができると、一回問題があって何かに乗り上げたものがさらにまた何かに乗り上げて、わずかなことで解決ができんようなこと。

これは、わざわざこうした貴重な時間に申し上げるほどのことでもないかも知れませんが、非常にそういった点で、近隣で不公平感を生んでも後々円満を欠くかなあと。この辺について、ちょっとまだ議論をしている途中でございます。なお、担当の間でもう少しすり合わせ作業の中において解決を図っていただいたらと、こんなに思っておりますので、このことについては、継続協議でお願いできたらと思います。よろしく申し上げます。

○議長（増田会長） それでは、協議第40号につきましては、次回、第9回会議で改めて質疑、協議等を行い、意思集約を図ることとさせていただきます。

次に、協議第41号上水道事業についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

○事務局次長（加藤） それでは、128ページをごらんいただきたいと存じます。

上水道事業でございますが、この128ページから136ページにかけまして、通常のこの附属資料の様式で、経営形態あるいは会計制度等の八つの項目について、現況なり調整方針を掲載いたしておりますが、本日、よりわかりやすく御説明をするという趣旨で、137ページに参考資料をつけております。この参考資料により説明をさせていただきたいと存じます。137ページをごらんいただきたいと存じます。137ページの参考資料でございます。

まず、1の経営形態と会計処理でございますが、香南町水道事業を高松市水道事業に統合する



とともに、会計処理についても高松市の水道事業会計に統一して処理することといたしております。

次に、2の水道料金でございますが、香南町の水道料金は、合併時に高松市の料金に統一することといたしております。ただし、料金統一に伴い、負担が増加するものについては、急激な負担の増加を避けるため、その増加額について、合併後3カ年の段階的な緩和措置を適用し、4年目に高松市の水道料金に統一するというものでございます。

その下側の表には、メーター口径と1カ月の使用水量ごとに市町間の水道料金を比較いたしておりますが、左側の表のメーター口径13ミリの家庭用の場合でございます。これは、香南町の水道使用者の88.9%を占めておるものでございますが、この場合、※印がついております平均使用量でございます1カ月20立方メートル付近の使用者につきましても、負担が減少いたします。

次に、その表の下に記載しております高松市の料金に統一して、料金が高くなる場合とその対応でございますが、香南町の水道使用者の88.9%を占める口径が13ミリの家庭用の場合、負担が減少する使用者は、1カ月の使用水量が28立方メートルまでの使用者でございまして、これが全体の68.1%となります。

また、口径が13ミリの工業用、営業用などを合わせますと、全体の74.4%が減少することとなります。

また、使用水量が29立方メートルちょうどのについては、負担の増減がなく、その比率は全体の1.7%となるものでございます。

一方、口径が13ミリの家庭用の場合で、1カ月の使用水量が30立方メートル以上については、従量料金が高松市の方が高いことから、全体で19.1%が高くなり、また口径が20ミリ以上の大口の使用者につきましても、全体的に基本料金や従量料金の水準が、高松市の方が高いことから、使用量に関係なく、高くなるものでございます。

このような状況を踏まえた対応でございますが、負担がふえる使用者の中には、増加額の幅が大きくなるものがございますことから、統一後の料金が低くなるものについては、そのまま高松市の料金を適用することとし、統一後の料金が高くなるものについては、合併後の3年間に段階的な緩和措置を適用し、4年目に高松市の料金に統一するというものでございます。

この緩和措置につきましても、水道料金の増加額につきましても、合併後、最初の1年目は増加額の75%、2年目は50%、3年目は25%を減免措置するというものでございます。

なお、次の138ページには、この緩和措置を適用した場合の水道料金の推移、香南町の給水

栓数内訳などを掲載いたしております。

次に、139ページをごらんいただきたいと存じます。

139ページには、現行の高松市と香南町の料金表の比較を参考までに記載いたしております。

次に、ページの下の方にございます3の負担金・手数料でございませうが、負担金・手数料につきましては、合併時に高松市の負担金・手数料に統一することといたしております。この統一による影響でございませうが、新設工事をした場合の費用は、負担金と各種の手数料が必要でございませうことから、高松市の制度に統一した場合、一般住宅で平均1万9,900円高くなり、また改造工事におきましても3,600円負担が増加いたします。

なお、140ページには、給水装置の新設、改造工事をした場合の費用負担例を記載いたしております。

次に、140ページの4の香南町の水道施設の維持管理でございませうが、香南町は、県営水道からの受水比率が100%で、配水池等の施設について、効率的に管理するため、遠隔監視システムによる集中監視などで効率的な対応を図ることといたしております。

また、香南町の主要幹線配水管のバイパス管布設を初め、相互融通管の布設や出水不良地区の解消とともに、震災対策として配水管の耐震化等を行うことといたしております。

次に、5のお客サービスの上向でございませうが、香南町におきましてもは、平成12年度まで鉛製の給水管を使用しておりまして、計画的な取りかえが行われておりませうことから、今後は、高松市の鉛製給水管解消基本計画に基づき、下水道等の工事を初め、機会あるごとに鉛管の解消を図るとともに、助成制度も適用するなど、鉛管の解消を推進し、安全性の確保に努めることといたしております。

また、⑤、⑥に記載しておりますように、香南町は、県営水道水の受水比率が100%となっておりますが、自己処理水源の確保により水の相互融通が図られ、渇水や災害時等におきましても、安定給水が図られるとともに、平成18年度に予想される県営水道用水の料金値上げに対しましても、水道料金への影響を少なくすることが可能となるものでございませう。

以上で、協議第41号上水道事業についての説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

○議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第41号について、御質問、御意見等ございましたら御発言願います。

○石丸（英）委員 この件についても確認をとっていただいて結構です。

○議長（増田会長） ただいま、この件についても、本日の確認をとということでございませうが、よろしゅうございませうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（増田会長） 御異議がございませんので、それではお諮りいたします。

協議第41号について、原案のとおり確認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（増田会長） 御異議がないので、協議第41号につきましては、原案のとおりとすることを確認いたしました。

次に、協議第42号学校教育事業についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

○事務局次長（加藤） それでは、142ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、公立学校管理業務について御説明いたします。1の幼稚園から4の高等学校まで、両市町の現況は、記載のとおりでございまして、調整案といたしましては、「香南町の公立学校については、高松市の公立学校として引き継ぐ。」としたところでございます。

次に、143ページをごらんいただきたいと存じます。

学校給食でございますが、現況のうち、1の調理・配送方法につきまして、市町間で差異がございまして、高松市では、資料に記載のとおり箇所給食調理をし、共同調理場からは、業者委託によりまして給食の配送をいたしております。一方、香南町では学校給食センターで給食調理をしておりまして、職員が配送をいたしております。

また、2の給食費、3の献立作成方法及び4の給食材料購入方法につきましても、市町間で差異がございまして、

また、5の幼稚園給食につきましては、高松市は実施いたしておりません。

このような現況を踏まえた調整案でございまして、「合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。ただし、香南町地域の学校給食及び幼稚園給食については、香南町立学校給食センターにおいて、実施するものとし、給食配送方法については、合併時までに調整する。」としたところでございます。

次に、144ページをごらんいただきたいと存じます。

奨学制度等の支援制度でございまして、現況のうち、1の奨学制度及び2の要保護及び準要保護児童生徒就学奨励事業のうちの市単独分につきましては、高松市のみでございまして、調整案といたしましては、「合併年度は現行のとおりし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

次に、145ページをごらんいただきたいと存じます。

145ページから148ページにかけては、両市町の保護者負担軽減対策について記載をいたしております。現況のうち、1の就園奨励費補助、それと146ページの3の第3子以降の幼稚園授業料等の軽減・助成制度、そして4の児童生徒副読本支給、そして147ページの6の中学校新人・総合体育大会補助、そして7の学校行事等参加補助、そして148ページの9の運動部活動講師派遣事業につきましては、両市町とも事業を実施いたしておりますが、市町間でその補助内容等におきまして差異がございます。

また、146ページの5の大学等教育資金融資制度利用者利子補給制度につきましては、高松市のみの事業でございます。

また、逆に148ページの8のクラブ・部活動等補助事業につきましては、香南町のみの事業でございます。

このように市町間でその現況が異なっております。

恐れ入りますが、145ページにお戻りいただきたいと思っております。

以上のような現況を踏まえた調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、香南町地域における運動部活動講師派遣事業については、現行のとおりとする。クラブ・部活動等補助については、合併年度は現行のとおりとする。中学校新人・総合体育大会補助及び中学校の学校行事等参加補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。」としたところでございます。

続きまして、149ページをごらんいただきたいと存じます。

149ページは、学校教育指導でございますが、現況のうち、2の英語指導助手派遣につきまして、市町間で差異がございます。調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。ただし、香南町地域における英語指導助手派遣については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行のとおり実施するものとする。」としたところでございます。

続きまして、150ページをごらんいただきたいと存じます。

公立幼稚園でございますが、現況のうち、1の幼稚園授業料の金額、2の幼稚園授業料の納付方法、納付時期、3の園児募集方法におきまして市町間で差異がございます。また、香南町では3歳児は受け入れしておりません。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、香南町地域における幼稚園授業料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、4年度目において高松市の授業料と同額になるよう段階的に調整するものとする。幼稚園授業料の納付方法、納付時期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。幼稚

園児の受け入れについては、現行のとおりとする。」としたところでございます。

以上で、協議第42号学校教育事業についての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

○議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第42号について、御質問、御意見等ございましたら御発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（増田会長） 特にないようございましたら、協議第42号につきましては、次回、第9回会議で改めて質疑、協議等を行い、意思集約を図ることといたします。

**会議次第4 その他（1）高松市と近隣町とで設置している合併協議会の協議状況について  
（2）高松市・香南町合併協議会会議の開催予定について**

○議長（増田会長） 次に、会議次第の4その他でございますが、高松市と近隣町とで設置している合併協議会の協議状況及び高松市・香南町合併協議会会議の開催予定について、事務局から説明いたします。

○事務局次長（加藤） それでは、御説明いたします。

本日、別紙としてお配りいたしております一枚物の資料、合併協定項目の協議状況、これをごらんいただきたいと存じます。

各合併協議会の協定項目の協議状況を一覧表に整理したものでございます。本日、12月24日現在の協定項目の協議状況でございます。右から二つ目の、高松市・香南町合併協議会でございますが、この欄には、本日、新規提案した八つの項目に★印を記入いたしております。このような状況になっております。

なお、個々の内容の説明につきましては、省略をさせていただきます。

以上が、合併協議会の協議状況でございます。

続きまして、会議の開催予定について御説明申し上げます。

会議資料の45ページをごらんいただきたいと存じます。

一番最後のページでございます。（2）として記載しております会議の開催予定でございますが、次回の第9回会議につきましては、年明けの1月14日金曜日でございますが、午前10時から香南町での開催を予定いたしております。

事務局からは以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（増田会長） ただいまの説明について何かございましたら……。

この際、せっかくの機会でございますので、皆様方の方から何か御発言がございましたら、承

りたいと存じますが。

特にございませんか。

○辻副会長 私の方からちょっと説明やらお願いしておきます。

実は建設計画、さっき石丸委員の方から話あったんですけども、私たちの町、ともかく、もう私たちが高松の市民になったつもりでいろいろ考えております。そういう中で、高松がよくなってもらわないかん。県と高松でやってもらわないかん、そういうようなことで、今、話にあったように、香大の土井教授がいろんなまちづくりのアドバイザーでやっておられるというようなことで、実は、香南町も予算をとって、香南町、高松、どういう未来展望ができるのかなど、そういうようなことを、今、一生懸命考えておるところです。

ですから、そのものについては、まだこの協議以外にも、高松市の方へいろんな具体的なことで提案が出てきたら相談に上がって、ともかくこの合併ということの起点に、そういうきっかけを共々に考えたいなど、そういうようなことで、今、一生懸命取り組んでおりますので、御理解、御了解いただけたらと思います。

以上です。

○議長（増田会長） ほかに何かございますか。よろしゅうございますか。

○赤松委員 ちょっと別なんですけれども、私どもの中で、情報の集約がちょっとできかねているんですが、せつかくの機会ですからお尋ねをしたいと思うんですが、今、担当の間ですり合わせを行っている途上にあるものだと思うんですけれども、農業委員の定数のことについて、これは私どもの町だけでなく、関係する町からも、意見照会で、非公式ですけども、あったんですけども、定数の算出の過程、その人数の割り出した過程、根拠というものがどういうものか、できたら教えてほしいがと。いずれの方法とっても、どこでその境目をつけるかというのには、それぞれ理由があると思うんですけれども、承りますところ、四捨五入、一定の方程式に基づいて出したものを四捨五入したということらしいんですけれども、例えば1.49が1になりとか、あるいは1.5が2になりということになると、そこでは実質0.9違うのに、数字の上ではその0.9が抹殺されてしまうような状況がある。

合併の基本的な考えのところでは、急激な変化をもたらさないようにという根拠からいきますと、18人とか14人とかおる実態の農業委員が、1人とか2人とか3人とかという、いずれにしても急激な変化ですけども、せめて1名ぐらいは切り上げ措置をしていただければ、現在、協議会が進行している関係のところでも全体で2名ぐらいになるんだろうかというようなこともささやかれているようでございます。

その辺で、今、協議が進められておる農業委員の定数についての数字を出してきた根拠について、御説明がいただければ、また内部で理解もしたりするためにいいんじゃないかと、こんなふうに思いますので、御担当の方からでもひとつよろしくをお願いします。

○議長（増田会長） それじゃ、事務局からお願いします。

○事務局長 事務局で承知している範囲で説明をさせていただきますが、農業委員会の委員の定数の取扱いについては、塩江、香川、国分寺、牟礼町については既に提案をして、塩江町では終わっています。国分寺町も確認が終わっております。庵治町については、来週提案をするということになるかというふうに認識をいたしておりますが、特例措置の計算方法でございますが、現在の高松市の農業委員会の委員に該当する高松市の農地面積の割合、それと同じく農業従事者の割合、それを掛けまして出てきた数値、指数をそれぞれの町の農地面積あるいは農業従事者数と掛けまして、両方を合算して半分に割るということ、平均値を出すという計算方法でございますが、それによって出てきた数字を四捨五入をして、整数にするというような計算方式で、他の合併協議会で同じ考え方で提案されておるということでございますので、現在、事務局として把握している状況について説明をさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長（増田会長） また事務局で……

○赤松委員 済みません。その場合に、出てきた数値を四捨五入で整数にしたということですけどね、その四捨五入の根拠が知りたいということでございます。切り上げとか切り捨てとか四捨五入とかという方法がありますが、なぜ四捨五入かということが聞きたいわけなんです。

○議長（増田会長） 事務局でわかりますか。今、ちょっと農業委員会がおりませんので、わからん、はっきりは……

○事務局長 現時点で、こちらの方で、なぜ四捨五入か、切り上げにするか切り捨てにするか、そこらあたりの考え方はちょっと詳細に聞いておりませんが、どちらにしても、6町の合併協議会で同じ考え方でないと、ある町はこういう考え方、ある町は別の考え方ということにはならないんじゃないかなということで、結論としては四捨五入ということで聞いておりますので、それ以上はちょっと申し上げることはできないかと思っております。よろしく願いをいたします。

○赤松委員 あえてもう一つだけ、同じことなんですけどね、6町の関係のところでは四捨五入した場合に、何点5とか、何点6とかということで、五入の方になるところが4カ町あって、0.4幾らで四捨の捨てられる方になるところが二つあるとかというふうに聞いているんです。全部切り上げにすれば、2名の違いなんですけど、めでたしになるのに、そこは何かということから、その根拠を聞いてくれということだったんですけど、四捨五入の根拠が、切り上げに

なっても、特に問題がないのであれば、そういうふうに御配慮がいただけたらという希望もありましたので、あわせて、今、その他のところで発言をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（増田会長） 承りましたが、よくまた事務局の方で、今、やっとなと思いますので、そこで詳しくまたお聞きいただけたらと思いますし、また、ここへ上がってきた段階でも議論していただけたらいいと思います。

ほかにどうぞ。

○石丸（芳）委員 先ほどの商工会についての事務局の答弁で、それで了解せよというようなお話であったように思うんですが、正味、市長さんの積極的な御発言から大分これ後退しとるよう思うんですな。ですから、もうちょっとわかりやすく、我々が本当に安心できるような表現にしてほしいんですな。

○議長（増田会長） 私自身は、全然後退しているとは思っておりませんので、これは次回までにもっと適当な言い方があるのかどうか、なお検討はしてみたいと思いますが、いいですか。

○石丸（芳）委員 よろしくお願ひします。

○議長（増田会長） ほかにございませんでしたら、このあたりで閉じさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（増田会長） それでは、以上で高松市・香南町合併協議会第8回会議を閉じさせていただきます。

ことしは、これで協議会は多分終わりということになるかと思いますので、1年間大変御苦勞さまでございました。また来年もよろしくお願い申し上げまして、閉会といたします。どうもお疲れさまでございました。

午後 3時20分 閉会

---

会議録署名委員

委員 栗田光子

委員 中村靖